

●**保育を必要とする事由とそれを証明するための必要書類について** ※父母それぞれの書類が必要です。

| 保育を必要とする事由 | | 必要書類 |
|------------|---|---|
| 1 | 就労の方 (外勤・自営業) * 自営業：本人・三親等以内の親族が代表者の法人組織等で勤務している方 | ①「就労(予定)証明書」(所定様式) ※有効期限 発行日から3か月以内 * 勤務先に記入を依頼する際は、記載要領を必ずお渡しください。 * 勤務日数、給与支給実績、育児休業期間等、記入漏れが無いものをご用意ください。 * 産前産後休暇、育児休業の場合も書類の提出が必要です。 ②「スケジュール表」(所定様式) * シフト制や複数の就労先で就労している等により就労時間が不規則な場合は提出が必要です。 ※月48時間以上の雇用契約及び就労実績を満たしていることが最低要件となります。 |
| 2 | 就職内定の方 | ①「就労(予定)証明書」(所定様式) ②「スケジュール表」(所定様式) * シフト制や複数の就労先で就労する等により就労時間が不規則な場合は提出が必要です。 ↓就労を開始したら、③④をご提出ください。 ③「就労開始証明書」(所定様式) ④ 就労後3か月分の給与明細書の写し(就労先より発行後、毎月提出) |
| 3 | 求職中の方 | ① ハローワーク受付票の写し(ハローワークで発行) ※補助対象期間は3か月間です。 |
| 4 | 出産予定の方 | ① 母子手帳の写し(表紙及び <u>出産(分娩)予定日の記載があるページ</u>) ※補助対象期間は出産月とその前後2か月の計5か月間です。 |
| 5 | 病気治療中の方 | ① 診断書(最近3か月以内に発行された保護者が保育にあたれない状況と通院頻度が明記されているもの)、もしくは特定医療費(指定難病)医療費受給者証の写し |
| 6 | 心身に障がいのある方 | ① 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し |
| 7 | 介護、看護にあたっている方 | ①「介護・看護状況申告書」(所定様式) ② 被介護者・被看護者の診断書(最近3か月以内に発行されたもの)、または身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳等、介護、看護を必要とする状況がわかるもの ③「スケジュール表」(所定様式) |
| 8 | 就学中の方 | ① 在学証明書 ②「スケジュール表」(所定様式) |
| 9 | ひとり親の方 | ① 戸籍謄本の写し等家庭の状況がわかるもの、または離婚の受理証明書、ひとり親世帯が受けることのできる手当の受給証明(児童育成手当)等 ※ 離婚調停中の場合：調停中であることを証明する裁判所の書類等(父母の住民票が同一でない場合のみ) ※ 内縁関係、同棲関係、離婚後同居している等の場合には、証明書類が提出されても、ひとり親世帯とは認められません。 |

☆ 所定様式については、三鷹市子ども育成課(市役所本庁舎4階44番窓口)で配布しているほか、「みたかきっずナビ(<https://kosodate-mitaka.mchh.jp>)」からダウンロードできます。

【保育の必要性の要件が変わった場合】

世帯の状況や、就労状況など保育の要件に変更が生じた場合は、速やかに「家庭状況(変更)確認書」(所定様式)を、その事由を証明する書類とともにご提出ください。

担当・お問い合わせ先

三鷹市子ども政策部子ども育成課私立学校・幼稚園係

☎ 0422-29-9674